

平成20年度 第2回 芦屋市地域包括支援センター運営協議会 会議録

日 時	平成20年8月22日(金) 13:30~16:30
会 場	市役所北館2階第3会議室
出席者	会 長 長田 貴 委 員 羽田 稔郎・川島 知榮子・上田 利重子・小林 正美・高橋 順子 中條 智子・塩川 吉美・安宅 桂子・磯森 健二 地域包括支援センター 芦屋市東山手地域包括支援センター 芦屋市西山手地域包括支援センター 芦屋市潮見地域包括支援センター 芦屋市基幹型地域包括支援センター 芦屋市打出高齢者生活支援センター 芦屋市浜風高齢者生活支援センター 事務局 保健福祉部高年福祉課
会議の公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公 開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分公開  <非公開・部分公開とした場合の理由>
傍聴者数	0人

1 議題

- (1) 芦屋市浜風高齢者生活支援センターの事業計画について
- (2) 介護予防支援の委託について（社会福祉法人明倫福祉会高齢者総合福祉施設「愛しや」）
- (3) 芦屋市東山手高齢者生活支援センター事務調査結果について
- (4) 高齢者生活支援センター職員との意見交換
- (5) その他

2 審査（議）内容

上記の議題について事務局より報告，説明し，委員に意見聴取する。

開 会

- (1) 芦屋市浜風高齢者生活支援センターの事業計画について
- (2) 介護予防支援の委託について（社会福祉法人明倫福祉会高齢者総合福祉施設「愛しや」）

（事務局）資料説明。

（会 長）ケアマネジャーが不在になったときに相談対応が必要となるときがありますが，介護保険に関する知識や情報，ケースの共有はどうなっていますか。様々な職種が配置されていますが，最低限の対応体制はあるのですね。

（浜風高齢者生活支援センター）

担当が不在ということでお断りする事はありません。まず話をお聞きして，

その内容がプライベートというか個人的な話であれば、ケアマネジャーに連絡を取るような形にしています。

(小林委員) 事業所要件について、複数のケアマネジャー配置としています。これは複数でないといけなのですか。もともとの基準はあるのですか。

(事務局) 基準上では1名以上となっています。ただし、芦屋市としてはしっかりとしたプラン作成体制として複数配置としています。

(小林委員) 今は総合応援体制ということですが、居宅介護支援事業所に対して増員する予定はあるのですか。

(浜風高齢者生活支援センター)

求人募集をしていますが、実際には採用まで至っていません。将来的には複数配置で考えています。

(高橋委員) 高齢者生活支援センターに社会福祉士が1名配置ということですが、潮見支援センターと連携を取りながらということですが、実際のケースについて事務所内での相談環境はありますか。

(浜風高齢者生活支援センター)

社会福祉士の上司は施設長になります。相談ケースのバックアップとしては経験のあるケアマネジャーが相談にのることになります。

(会長) そういったところはどこの事業所でも課題となっているところです。内部でのバックアップ体制を整えていただきたいと思います。

(小林委員) 在宅介護支援センターの社会福祉士1名の体制について、地域を担当するものとして社会福祉士1名というのは、今後認知度が上がっていくと相談件数も増加していきます。権利擁護や複合支援ニーズのケースを1名で重複してもたないといけない、訪問もしないといけないという状況です。そういった社会福祉士が相談できる体制が必要です。また、潮見高齢者生活支援センターと綿密に連携をとることが必要です。本当は支援センター内に複数配置というのが望ましい形だと思います。

(会長) 芦屋市の計画としても上がってきていますが、権利擁護支援センターというところとどのように結び付けていくかということにもなります。単純に人員を増やすということだけではなくて、非常に重要なことだと思います。

(事業計画及び介護予防支援事業の委託について全会一致で承認)

### (3) 芦屋市東山手高齢者生活支援センター事務調査結果について

(小林委員) 当初の設置採択の意見書で、センター職員の資質向上研修の参加や他の支援センター及び市に対する連携に課題がありましたが、その後の総論的な動きは実際にはどうでしょうか。

(事務局) 西山手地域包括支援センターとの引継ぎについては、順次行っているところです。その点は円滑に行えていると感じています。市との連携についても、個々よく連絡が入ってくるようになっていきます。東山手支援センターは法人内で非常にたくさんの研修を実施しています。法人のなかで研修に参加されていると聞いていますし、主任ケアマネジャーが介護予防ケアマネジャーや社会福祉士のバックアップに非常に入っているということを知っています。

非常に努力されているところですし、この事務調査自体も指摘といったことでとらないでほしいと伝えました。東山手地域包括支援センターからも市に対して要望や意見があれば言ってもらいたいとして、意見をいただいています。双方で3ヶ月後に評価しようと提案しています。互いの意見交換の場として事務調査の実施はよかったと感じています。

(会 長) 外部研修に参加してもらっていることも私も別に分かっています。今後も発展的に実施していただきたいと思います。

#### (4) 高齢者生活支援センター職員との意見交換

(会 長) 今日は多くの支援センターの職員の方々が参加いただいています。芦屋市は各地域から非常に頑張っているとシステムの面などから評価されています。しかし、どういったところが評価されているのか、感覚だけではなく客観的に評価することが大事です。できているかどうかではなくて、通常のレベルに達しているのだと考えています。この運営協議会はオンブズマン的な存在ではありません。基本的にはバックアップ機能としてどういう機能をもっていくかということを検討しています。まだわかりにくいところもありますが、理解が深まってきています。サポート機能をこの協議会で検討していきたいと考えていますので、忌憚のない意見交換ができればと思います。

(小林委員) 自己評価で40点となっていますが、うまくいっていないという印象が強いのだと思いますが、3職種がうまく連携して進んだというようなところも教えていただければと思います。

(事務局) 一番低かったのは「センターで明確にした実態把握のターゲット層に対して優先順位をつけて計画的に実態把握を行っていますか」というところです。「C」「D」評価となっていました。

(会 長) なぜそうなっているのか、各地域包括支援センターともに様子は異なると思いますがいかがでしょうか。

#### (精道地域包括支援センター)

精道中学校区では地域包括支援センター1ヶ所、ランチ1ヶ所です。小学校校区数でいえば3小学校区です。全体でいえば高齢者数6,000人を超えています。地域包括支援センターは高齢者数3,000人から6,000人となっていますが、オーバーしている状況です。ランチの社会福祉士と地域包括支援センターとあわせて4人で3小学校区を担当しています。それにあわせてケアマネジャー3名で2名が常勤、1名が非常勤です。それでもケアマネジャーを1名募集している状態です。3職種のうち1名が休暇中のため、体制上、2名減員の状態と言えます。精道中学校区には相談員が2名少ない状態であると住民側から見ても言えると思います。後はケアマネジャーのほうでは中学校区全体を精道地域包括支援センターが担当する事になります。担当も一人当たり70名を超えています。その他相談支援のみを必要とされる方も含めれば80名を超えます。一般のケアマネジャーは35件が上限ですが、地域包括支援センターでは人数制限はありません。そこは事業所の責任のもと、赤字覚悟でケアマネジャーを雇用するという状況です。居宅介護支援事業所のケアマネジャーには制限があって、超える部分は全て地域包括支援センターに引継がれることとなります。3職種のが連携し支援計画

をたてて支援を行うことが充分かという不十分になるという評価になります。体制上の問題です。

(小林委員) そういう意味では連携というところまではいかない、いけないということですか。

(精道地域包括支援センター)

どのセンターでも情報共有ができていくかという点、それぞれが日々の対応に追われているといった状態です。自分自身が支援に迷った時点で初めてカンファレンスになりますが、視点を広げたらよい支援になるかもしれませんが、数をこなすことが先行し質を求めるところまでいっていません。

(潮見地域包括支援センター)

体制については、専門職が3名と介護予防ケアマネジャーが専任で2名、この春から浜風支援センターが設置され引継ぎを開始しています。そのなかで、予防プランで認定が出るまでの間の支援から、もともと在宅介護支援センター当時から関わりがある自立の対象者への支援、特定健診で把握された方、権利擁護、特に継続支援のケース等の対応に追われている現状です。そのなかで、体制としては、特に困難事例であったり、権利擁護事例などLSA連絡会議で情報共有をしたり、全員が出勤するのがひと月で10日あるかないかで、連携のところでは、誰が出てもしっかりと把握できているような申し送りを行ったりしています。そんななかで小林委員がおっしゃっていたように、権利擁護ケースについては、成年後見につないでいたり、介護保険のショートステイにつないだり、職種の専門性を活かしながら、チームワークでなんとかといった状況です。あと、一般ケースで社会福祉士が対応していた方が介護認定を受けて、社会福祉士から介護予防の保健師が関わり要支援者としての対応を行っています。そういうところは、共有しているので対象者がどういう方か分って対応はできているかなと思います。センターの基本的な体制として、個別の専門性でというよりもセンターの機能として、ほんとうにやりたいことと、やるべきことがかなり見えてきていて、みんなやりたい気持ちは前向きに持っているのですが、やはり限られた時間のなかで、オーバーしながらできることというギャップを感じながら、常に自分たちのモチベーションを保とうと頑張っているのですが、個々の部分では達成感はあるのですが、全体でみたときには出来ていないことも多く、いつまでこの状態が続くのか先が見えてこない。あと半年すれば状況がよくなるのであれば、頑張る気持ちが続くのですが、3年目に入っても状況は変わらず、地域で困難、悪化してきているケースがあがってきて、いつまで頑張る気持ちを持ち続けられるかなというのが正直なところだと思います。支援センターの周知について、私たちも周知するようにしているのですが、周知することでケースがもっとあがってきて対応できないであろうということが目に見えていて、その点でのジレンマを感じています。運営協議会に対しての意見で言えば、私たちは自分たちの地域性を見ながらいろんなアプローチをしているのですが、どこまでが地域性があるか、どこまでが芦屋市全体の特性として捉えたらいいのか、明確でない中で、運営協議会に求めることなのか、地域ケア会議に求めることなのか整理し、全体を見ていく中で、重点的に取り組むことは何なのか。例えば予防プランも社会福祉士の意見を入れるなどしていくと地域が見えてくるのではないかと思います。

(西山手地域包括支援センター)

現在3職種と2名の専任ケアマネジャーを配置しています。他の支援センターと大きく違うのは、東山手地域包括支援センターがこの4月に設定されたことによって、やっとまともな地域包括支援センター体制となれたということです。8月に引継ぎが終了しました。今は予防プランが140件直営と委託プラン180件程度で2名の専任ケアマネジャーと保健師で担当しています。この量でようやく他の事業ができるのだなと実感しました。総合相談だけに限るといわゆる要援護者、介護保険利用にまでいたっていない方、実際に訪問して、状態確認をして本当だったらモニタリングが定期的に必要だろうという方が約120件程度。特定高齢者が健診で情報提供があつて40から50件で実際に支援に結びつくよう関わっているケースが10人弱。権利擁護に関しては10件から15件、そのうち2から3件がモニタリングなどで、継続して動いている状況です。先ほど言っていた総合相談で「センターが明確にした実態把握層」の実施状況について西山手が一番評価として低くなっています。優先順位が明確にできないということで、予防プランだけで240件くらいありました。それだけのものを今度は専任ケアマネと保健師で動いてくれるということで、やっと要援護者の方に、優先順位がつけていけるのかなと思います。ただ、社会福祉士1名でこの件数120件プラス新規者も増えて、全て対応できるのかどうかということと、優先順位をつけてやっていきたいのだけれども、潮見の方も言っておられましたが、同じような状況です。あと支援計画に応じた評価等も予防プランも、支援計画表ができたおかげで、3職種でどうやって関わろうか、保健師の意見も入れて、一つ一つの行動を分析・検討して意見が反映できるようにしています。また地域とのネットワークづくりも去年はほとんど開催できていなかった状態ですけども、ケアマネジメント部会を開催して地域課題の抽出をしているところです。本当に今からが、地域包括支援センターとしての機能を発揮していくと思います。レベル的にも他の支援センターと業務的にもできていないところもありますが、現在の状況は以上です。

(基幹型地域包括支援センター)

直接的に現場で起こっていることを見ているわけではないので、書面上で読み取れること、何気ないやりとりなどで感じていることですが、3職種協働で取り組む仕組みについては、どこのセンターの評価も低くなっていることの要因は、大前提として3職種協働で仕事をするとはどういうことなのかイメージがないのかなと感じています。それは我々も同様です。明確にあるかということはありません。要因としてあげることができることが3点あります。1つはセンターのタスクが不明確、つまりセンターとして何を最重点課題と決断して合意をとって実行するかということがはっきりしていないということです。例えば、最初の3年間は徹底して受動的な相談を聞いて介護予防を強化して行うとかといったすみわけは現場では難しいと思います。2つ目は、センターの職員が3職種の強みや特性をお互い理解し合えていないのかもしれない。3つ目は、共通基盤の範囲のすみわけが作りきれていないと感じています。

(中條委員) みなさん人数が足りないなかで大変な仕事をされていると思いました。これからだんだん高齢者数が増えていきます。これで大丈夫なのかといった不安

を覚えました。高齢者数は増加する、人員を確保するのが難しい。そのなかでどう対応していくべきかと考えました。

(会長) 潮見支援センターからは達成感がないという報告もありました。

(塩川委員) 私たち民生委員も支援センターが増えてきて、業務量も減少するかと思いましたが、このごろはそうはいきません。大変なのはよくわかりますが、連絡を密にしてもらいたいこともあります。手が回らないというのわかりますが、新しく任命された民生委員もおりますので、連絡などを密にしてほしいと思います。

(中條委員) 高齢者はサービスを受けて当たり前という感覚ではなくて、お元気な方もたくさんいらっしゃいます。そういう方々も巻き込んで自分たちで何とかできることはしていったら、本当に必要な方に対応していくようにしていかなないと大変になってくると思います。お世話していただいたとしても、元気なうちに地域の役に立つという意欲をもってもらうようにしていかなければならないと思います。そういうところに目を向けたらと思います。

(川島委員) 元気な方が弱っている方を高齢者同士で支え合うということが介護予防にもつながると思います。地域を巻き込んで一緒に取り組むことが大事だと思います。

(会長) 今のご指摘のことは理解して取り組んでいます。支援センターとしてもなかなか大変なのです。地域の方も交代すれば、また一からになります。そういったところでやきもきしているところもあります。その住民課題をどう捉えるか、どう活かしていくかということが難しいかもしれませんね。いろいろな要素をどうあわせて解決していくか、その作業を協議会でも考えていきたいですね。

(小林委員) 平成 18 年度から地域包括支援センターが設置されて、日常生活圏域をどのように設定するか、国は 3, 0 0 0 人から 6, 0 0 0 人の基準があり、芦屋市の場合ではだいたい中学校区圏域ということがありました。予防プランは対応できたとしても、それ以外に本来の地域の高齢者の総合相談と支援にマンパワーがとられます。今後は権利擁護支援センターも視野に入れる必要はありますが、3 職種の配置がほんとうに中学校区圏域でよかったのか、ここを考えないといくら人員を増やしたとしても地域密着ではないと思うのです。小学校区単位で設置が必要なかもしれません。平成 2 2 年度の権利擁護支援センターの設置とあわせて総合相談機能を芦屋市に配置するの考えないといけません。

(会長) 具体的に何が出来るかということです。地域課題についての視点は支援センターは既にもっています。地域の活性化につなげるにも自分たちの支援センターが取り込んでしまったら非常に手狭になり、支援センターだけではとてもできないという状況はついてまわります。支援センターが行うのか、権利擁護支援センターが担うのか、社会福祉協議会が行うのか、コーディネート機関と結び付けていくようなシステムができないと、支援センターの業務課題として上がっていることを支援センターのみで改善させていくことは無理です。将来的なことを抽象的なことでなく取り組んでいくことが必要です。しんどい部分を機関間のつながりをどうもっていくか、話だけをして進んでいきません。具体的にどのように動いていけるかを考えないと発展性がありません。では誰がどのようにしていくかを考えないといけません。キー

マンになる人が存在しません。体制によって随分違ってきます。そのなかで  
どういうところを誰が調整していくかも大事ですし、本質的な課題は何なの  
かを整理をしていかなければなりません。行政も客観的に見えるわけですか  
ら当然そういったことも考えていく必要があります。支援センターが全てを行  
うわけにはいきませんし、当然できません。支援センターが行うことはそ  
れぞれの専門性で共通してできることです。共通できることと協働作業はリ  
ンクしていますが、共通性のあるものです。誰が相談しても共通して行うこ  
とは要綱上でも明記されていません。新しいことをするならば予算がつけば  
よいですが、予算がないのではないということではいけません。それが今の  
状況でどこまでを達成することができるのか考えなければなりません。個別  
的なスキルアップも必要ですし、組織のなかで整理していきながら、運営協  
議会としてもサポートできるかを考えていく体制にしていかなければなりま  
せん。

(安宅委員) 対象者個人だけでなく、その家族の問題などがあってなかなか解決に結びつ  
かない場合があります、またそういった対応は時間がかかります。そういった対  
象者が増加してきている状況であり減らないと思います。ただ制度として支  
援センターがあるのであれば、取り組んでいただきたいと思います。課題が  
人員の問題なのか、資金的なもので解決していくのか考えないといけないと  
思います。

(中條委員) 今、支援センターからの話を聞いていて、制度の狭間にいる方は社会福祉協  
議会が見ていかないといけません。福祉に関していろいろな相談を受けるこ  
とができるところを設けて、もう少し支援センターをサポートしていきな  
い、していかないといけないと思いました。

(基幹型地域包括支援センター)

地域包括支援センターの対応の現状とすれば、リレーにたとえると、バトン  
を受けたけれども、次に渡す方がおらずゴールまで走ってしまっているとい  
うことです。

(東山手地域包括支援センター)

今は与えられているものをこなしている状態で何を整理するのかということ  
は見えていません。今はみんなで声をかけあって頑張っているところです。

(会 長) お互いが理解しあつたうえでの協働作業になってきます。後はどのようにつ  
ながっていくかです。集約されてきたのは、地域包括支援センターがそうし  
ていかなければならない状況になっていることを芦屋市全体のシステムとし  
て社会福祉協会も含めて分担していければより効果的になっていくのでは  
ないかと思います。もちろんすぐということにはなりません、引き続き  
この運営協会のなかで検討を進めていきたいと思います。

## (5) その他

(事務局) 今後のスケジュールについて、第3回を11月下旬に開催し、上半期の実施  
状況、東山手地域包括支援センターの事務調査結果、権利擁護支援センター  
設置構想について議題とすることについて説明する。

閉 会